

平成十六年五月七日受領
答弁第八四号

内閣衆質一五九第八四号

平成十六年五月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員井上和雄君提出厚生労働省等における監修料還流の実状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井上和雄君提出厚生労働省等における監修料還流の実状に関する質問に対する答弁書

第一の一について

厚生労働省においては、社団法人国民健康保険中央会に対し、「保健活動のための便利手帳」（以下「手帳」という。）の買上げ及び「保健師のためのビデオシリーズ」（以下「ビデオ」という。）の制作のための経費の全額を補助しているところである。同中央会と株式会社選択エージェンシー（以下「エージェンシー」という。）との間における手帳及びビデオに関する契約金額は別表第一のとおりである。なお、社会保険庁においては、同中央会に対し、補助していない。

第一の二及び三について

厚生労働省の調査によれば、手帳及びビデオについては、エージェンシーからの依頼を受けて、同省の複数の職員が、保健師等の活動に資するものとなるよう、原稿の執筆、修正、事実関係の確認等を行っていたとのことであり、平成十三年度及び十四年度において受け取っていた監修料の金額等については別表第二のとおりである。なお、監修料を受け取っていた者の役職名についてお答えした場合、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、役職段階で回答した。

第二の一について

厚生労働省及び社会保険庁から社団法人全国社会保険協会連合会、社団法人日本国民年金協会、社団法人全国国民年金福祉協会連合会、財団法人社会保険協会、財団法人厚生年金事業振興団及び社団法人全国厚生年金受給者団体連合会（以下「全国社会保険協会連合会等」という。）に交付した補助金、交付金及び委託費の平成十四年度決算における法人別の総額は、別表第三のとおりである。

第二の二から五までについて

全国社会保険協会連合会等がエージェンシーに対し、平成十四年度において法人の業務を委託したかどうかについて、全国社会保険協会連合会等の協力を得て調査したところ、全国社会保険協会連合会等がエージェンシーに法人の業務を委託した事実はないとの報告を得たところである。

また、お尋ねの厚生労働省及び社会保険庁が平成十四年度において業務を委託していた内容等については、現在調査中であるが、厚生労働省本省内部部局及び社会保険庁本庁内部部局が業務を委託していた内容等については、別表第四のとおりである。

なお、同表に掲げる業務の委託については、厚生労働省本省内部部局及び社会保険庁本庁内部部局の職

員が、監修料を受け取っていた事実はない。

第三について

出版、広報等の事業を委託する際には、当該事業が適切かつ効果的に実施されるよう、法令に基づき契約を行い、当該事業の目的に資するよう指導を行っているところである。

また、各府省等の職員が、報酬を受けて、書籍等の作成にかかわる行為を行う場合は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）等の法令の規定を遵守し、国民の疑惑や不信を招くことのないよう十分留意することが必要であると考えている。

別表第一

平成十五年度		平成十四年度		平成十三年度		平成十二年度		平成十一年度		平成十年度	契約年度
ビデオ	手帳	ビデオ	手帳	ビデオ	手帳	ビデオ	手帳	ビデオ	手帳	手帳	契約品名
五五、〇〇〇、〇〇〇円	四二、八四〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇、〇〇〇円	四二、八四〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇、〇〇〇円	七五、六〇〇、〇〇〇円	五五、〇〇〇、〇〇〇円	七五、六〇〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇、〇〇〇円	五二、五〇〇、〇〇〇円	三八、〇〇〇、〇〇〇円	契約金額

別表第二

平成十四年度			平成十三年度			契約年度		
ビデオ		手帳	ビデオ		手帳	契約品名		
一回	一回	一回	一回	一回	一回	回数		
四五〇、〇〇〇円		三、〇〇〇、〇〇〇円		四〇〇、〇〇〇円		五、〇〇〇、〇〇〇円		監修料の金額
研究職員 一名	係員 一名	係長級職員 七名	係員 四名	係長級職員 二名	研究職員 一名	係員 一名	係長級職員 四名	監修者の役職及び人数
一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回	一回
四五〇、〇〇〇円	五、五〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	五、〇〇〇、〇〇〇円	五、〇〇〇、〇〇〇円	五、〇〇〇、〇〇〇円	五、〇〇〇、〇〇〇円	監修料の金額
研究職員 一名	係員 一名	係長級職員 七名	係員 四名	係長級職員 二名	研究職員 一名	係員 一名	係長級職員 四名	監修者の役職及び人数

別表第三

法人名	補助金等の総額
社団法人全国社会保険協会連合会	一、六六四、五二一、〇〇〇円
社団法人日本国民年金協会	一六二、四六九、三一九円
社団法人全国国民年金福祉協会連合会	一三五、八九一、〇〇〇円
財団法人社会保険協会	一三一、七二八、〇〇〇円
財団法人厚生年金事業振興団	二、五九〇、三七〇、七七一円

(注) 社団法人全国厚生年金受給者団体連合会への補助金等の支給はない。

別表第四

社会保険庁		国立病院部							部局	内容	支払金額	厚生年金保険料又は国民年金保険料を財源とする支出の有無
「厚生年金保険の総報酬制導入にかかる制度改正内容の周知用チラシ」の作成 (一、八九〇、〇〇〇部)		国立病院・療養所定員現員集計システム設計変更一式							国立病院特別会計療養所勘定 四三六、八〇〇円	無	無	
「厚生年金保険裁定請求用リーフレット」の作成 (一、五〇五、三〇〇部)		国立病院・療養所定員現員集計システム基本設計一式							国立病院特別会計療養所勘定 五六五、九五〇円	無	無	
		国立病院・療養所定員現員集計システム基本設計一式							国立病院特別会計療養所勘定 九一一、四〇〇円	無	無	
		国立病院・療養所定員現員集計システム入力作業一式							国立病院特別会計病院勘定 五一六、六〇〇円	無	無	
		国立病院・療養所定員現員集計システム入力作業一式							国立病院特別会計療養所勘定 九八二、八〇〇円	無	無	
		国立病院・療養所定員現員集計システム設計変更一式							国立病院特別会計病院勘定 二六一、四五〇円	無	無	
		国立病院・療養所定員現員集計システム設計変更一式							国立病院特別会計療養所勘定 四三六、八〇〇円	無	無	
		国立病院・療養所定員現員集計システム設計変更一式							国立病院特別会計療養所勘定 一〇、五九七、二三〇円	有	有	
		国立病院・療養所定員現員集計システム設計変更一式							国立病院特別会計業務勘定 一二、九一七、二七二円	有	有	